

1 平成 19 年商業統計調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施される調査です。

(3) 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施しました。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施しています。

(4) 調査の範囲

平成 19 年商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所を対象としました。

調査は、公営、民営の事業所を対象としました。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としました。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札口、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としました。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていません。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象としました。

(5) 調査の方法（調査経路）

① 調査員調査

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式

商業調査指導員

経済産業大臣—都道府県知事—市区町村長—商業調査員—申告者（事業所）

② 本社等一括調査

商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提供する本社等一括調査方式

経済産業大臣または都道府県知事—対象企業

(6) 調査項目

- ① 事業所の名称及び電話番号
- ② 事業所の所在地
- ③ 経営組織及び資本金額又は出資金額
- ④ 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号
- ⑤ 事業所の開設時期
- ⑥ 従業者数等
- ⑦ 年間商品販売額等
- ⑧ 年間商品販売額の販売方法別割合
- ⑨ 商品手持額
- ⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合（小売業のみ）
- ⑪ セルフサービス方式採用の有無（小売業のみ）
- ⑫ 売場面積（小売業のみ）
- ⑬ 営業時間等（小売業のみ）
- ⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数（小売業のみ）
- ⑮ チェーン組織への加盟の有無（小売業のみ）
- ⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合（法人事業所のみ）
- ⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（法人事業所のみ）
- ⑱ 企業の事業所数等（法人事業所のみ）